

# 調理師の皆様へ!



**働いている調理師は、  
『調理師業務従事者届』を出すことが  
調理師法で義務づけられています。**

☆届出の必要な方は、次のところで調理の業務に従事している調理師です。

- ・寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
- ・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

※施設規模は関係ありません。

調理師として調理の業務に従事している場合には、届出をお願いします。

☆届出用紙による届出

令和2年12月31日現在の状況を書き込んで、**令和3年1月15日までに**  
働いている地域の北海道全調理師会各支部、及び届出受理事務所に届け出てください。

☆インターネットでの届出も可能です。(届出入力期間 令和3年1月1日～1月15日)

次のウェブサイトアドレス(URL)もしくはQRコードからアクセスしてください。

ウェブサイトアドレス(URL)または「令和2年度北海道調理師就業届」で検索。

<https://www.harp.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=uSEbFakL>

QRコード(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



QRコードから届出を行い、誤った情報で登録した(重複して登録した)場合、届出者自身で訂正を行うことはできません。改めて正しい情報を入力し、登録してください。なお、登録後に、北海道保健福祉部健康安全局地域保健課健康づくり係(011-231-4111(内線25-516))へ訂正箇所や重複登録について、ご連絡願います。

## 【届出先】

### ◎北海道全調理師会新ひだか支部(ホテルサトウ)

所在地: 日高郡新ひだか町静内本町3丁目3-4

電話 0146-42-0425

### ◎天政

所在地: 日高郡新ひだか町御幸町1丁目1-6

電話 0146-42-1020

### ◎とみおか旅館

所在地: 日高郡新ひだか町静内本町4丁目5-12

電話 0146-42-1448

### ◎いこい食堂

所在地: 沙流郡平取町本町41番1号

電話 01457-2-2448

### ◎(有)一カ

所在地: 日高郡新ひだか町三石旭町18番地

電話 0146-33-2423

### ◎静内保健所内静内地方食品衛生協会

所在地: 日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8-1

電話 0146-42-3936

## 【問い合わせ先】

### ◎北海道全調理師会新ひだか支部(ホテルサトウ)

〒056-0017 日高郡新ひだか町静内本町3丁目3-4

電話 0146-42-0425

### ◎静内保健所(企画総務課企画係)

日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目8-1

電話 0146-42-0251

# PCB廃棄物の処理期限が迫っています！

- PCB廃棄物は、法律に定められた期間内に処理しなければなりません。
- 事業所や倉庫でPCB使用機器が使用・保管されていないか確認するとともに、PCB使用機器が確認された場合は、期限内の計画的な処理をお願いします。

## ■ PCBが使用された電気機器等

主に電気機器の絶縁油として使用されていましたが、有害であることが判明し、昭和47年(1972年)に製造、使用等が禁止されました。



変圧器



コンデンサー



業務用照明器具の安定器

### 【参考】PCB含有の有無の判別方法

- 高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】  
昭和28年から昭和47年に国内で製造された機器が対象、機器の銘板により確認
- 高濃度PCB廃棄物【安定器】  
昭和52年3月以前の事業用建物の照明器具に設置されている可能性あり、機器の銘板等により確認
- 低濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー等】  
製造年により低濃度PCB汚染の可能性があり、対象機器は絶縁油のPCB濃度を分析し確認

### 【その他の電気機器等】

- ・ 上記の電気機器のほか、X線装置や溶接機等の非自家用電気工作物内のコンデンサーについてもPCB含有絶縁油が使用されたものの存在も明らかになっております。

### 【使用された機器の例】X線装置(医療用・工業用)、溶接機、エレベーター制御盤

- ・ これらの機器のうち昭和55年以前までに製造・販売されたものは該当する可能性があります。 (例)溶接機



## ■ PCB廃棄物の処分期間

- 高濃度PCB廃棄物【変圧器・コンデンサー】：2022(令和4)年3月31日まで
- 高濃度PCB廃棄物【安定器等】：2023(令和5)年3月31日まで
- 低濃度PCB廃棄物：2027(令和9)年3月31日まで

処分期間終了まで  
残りわずか！

※ 高濃度PCBに該当する機器は、現在使用中であっても使用を止め、期間内に処分する必要があります。(低濃度PCB使用機器についても、計画的に使用を中止し、期間内に処分してください。)

※ 処分期間後に未処理の機器が確認された場合は、行政処分や罰則の対象となります。(地方自治体を含む)

## ■ PCB廃棄物の処分先

- 高濃度PCB廃棄物 → 中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO) 北海道PCB処理事業所
- 低濃度PCB廃棄物 → 国の無害化処理認定施設 または 許可施設

## ■ PCB廃棄物を確認したら

行政への届出や処分業者(JESCO等)との契約が必要です。最寄りの行政機関にご連絡をお願いします。

- ・ 札幌市、旭川市、函館市 → 各市の廃棄物担当課
- ・ 上記以外の地域 → 最寄りの(総合)振興局環境生活課

【問い合わせ先】北海道環境生活部環境局循環型社会推進課大気環境係 TEL:011-204-5192(直通)(内線24-325)